

## 地域包括ケアシステム構築に向けた取組をテーマとする視察者のニーズ に応じた公民連携による行政視察受け入れについて（内規）

令和3年4月1日  
桑名市保健福祉部介護高齢課

### （趣旨）

桑名市が進める地域包括ケアシステム構築に向けた取組は、実施する個々の事業が多岐にわたるとともに、様々な関係機関と連携しながらこの取組を進めている。

このため、この取組の視察を主な目的とした行政視察受け入れにあたって、視察者のニーズに応じ、「桑名市行政視察に伴う費用徴収について（内規）」及び「桑名市議会行政視察に伴う費用徴収について（内規）」（以下「視察内規等」という。）に規定する標準所要時間（概ね2時間以内）を超えて受け入れることを可能とし、また、桑名市とともにこの地域包括ケアシステム構築に向けた取組を進める関係機関との公民連携による行政視察受け入れを可能とするため、視察内規等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （基本メニュー）

地域包括ケアシステム構築に向けた取組に関する行政視察は、この取組全般に関する桑名市職員からの説明や資料提供、質疑応答を行うことを視察の基本メニューとする。この場合、概ね2時間以内の対応とし、視察内規等の規定に基づき、費用を徴収するものとする。

### （オプションメニュー）

上記の基本メニューのほか、オプションメニューとして、以下に定める事項について追加的に視察受け入れを行う場合には、視察資料費用及び外部講師費用等として、追加する事項ごとに視察者1人あたり500円を追加費用として徴収するものとする。なお、オンライン視察の場合は、1団体あたり5,000円を追加費用として徴収するものとする。

なお、このオプションメニューについては、(3)(4)(5)を除き、それぞれ概ね2時間以内の対応とし、(3)(4)(5)の場合には、原則、視察対応を行う事業者が費用徴収するものとする。

#### (1) 地域生活応援会議の取組について

原則、毎週水曜日に実施する、個別事例をもとに多職種協働のケアマネジメント支援を実施する「地域生活応援会議」の傍聴、これを踏まえた質疑応答等を行う。

#### (2) 地域包括支援センターの取組について

桑名市に設置する地域包括支援センターのうち、年度ごとに実施するセンター

の事業評価において高い評価を得た地域包括支援センターの取組等について、そのセンター職員の質疑応答等を行う。

(3) 生活支援コーディネーターの取組について

生活支援コーディネーターから活動についての説明、質疑応答等を行う。また、地域住民からの説明・質疑応答についても相談に応じる。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業について

「在宅医療・介護連携推進事業」について、委託事業所より説明、質疑応答を行う。

(5) ぐらしいきいき教室（通所型サービスC）の取組について

桑名市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の中核的な事業であり、短期集中で、通所と訪問を一体的にサービス提供する「ぐらしいきいき教室」について、この実施事業所内を視察するとともに、この事業所職員から説明、質疑応答等を行う。この場合、視察時間は30分から1時間程度とする。

(実施時期)

この内規は、令和3年4月1日以降に実施するものから適用する。